十・十一　（略）	（略）	（略）	（略）
十二　国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立保養所	(1)～(4)　（略）	（略）	（略）
	(5)　生活支援員、心理判定員及び就労支援員（(8)に掲げる者を除く。）	二	
	(6)・(7)　（略）		
	(8)～(10)　（略）	（略）	（略）
十三～二十二　（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一七―一六二

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			
別表第一（第一条関係）			
一～四　（略）			
五　宮内庁			
組織	官職		区分
（略）	（略）		（略）
京都事務所	（略）		（略）
	課長 主任研究官（人事院の定めるものに限る。）		四種
六～三十　（略）			
三十一　経済産業省			
組織	官職		区分
（略）	（略）		（略）
通商事務所	所長		三種
	課長		五種
（略）	（略）		（略）
三十二～三十四　（略）			

改正前			
別表第一（第一条関係）			
一～四　（略）			
五　宮内庁			
組織	官職		区分
（略）	（略）		（略）
京都事務所	（略）		（略）
	課長 （新設）		四種
六～三十　（略）			
三十一　経済産業省			
組織	官職		区分
（略）	（略）		（略）
通商事務所	所長		三種
	課長		五種
アルコール事務所	所長		五種
（略）	（略）		（略）
三十二～三十四　（略）			

十・十一　（略）	（略）	（略）	（略）
十二　国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立保養所	(1)～(4)　（略）	（略）	（略）
	(5)　生活支援員及び心理判定員（(8)に掲げる者を除く。）	二	
	(6)・(7)　（略）		
	(8)～(10)　（略）	（略）	（略）
十三～二十二　（略）	（略）	（略）	（略）